
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い**項目 第 582 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 582 回企業会計基準委員会（2026 年 8 月 10 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

制度対象事業者の排出枠の会計処理に関するこれまでの事務局提案のまとめ**（事務局提案の方向性に賛同する意見）**

2. 制度対象事業者の排出枠の会計処理に関する事務局提案のまとめの方向性に異議はない。
3. 制度対象事業者にとって義務の履行と差益を求める活動を完全に分けることはできない中、無償割当の排出枠と他者から購入した排出枠とに分けて考え方に差をつけることは過渡期である現時点において有力な考え方であり、かつ、その区分の方法は現時点での最善の方法の 1 つではないかと考える。

（その他の意見）

4. 今後の実務において排出枠が資産性あるものとして用いられる可能性を考えると、他者から購入した排出枠を無償割当の排出枠の取扱いとは分けて、資産性があるものとした場合の会計上の取扱いが基準に示されていることには意義があると考ええる。
5. 市場が今後どのように発展するか不明確な現時点においては、事務局提案のとおり、排出枠は保有義務に充当するという前提により一貫した会計処理を検討することが良いと考える。市場の動向が明確となってきたときに見直しを行うことについて担保することを記載する必要があると考える。
6. 無償割当の排出枠の売却時には入金額を仮受金等の負債として計上し損益を計上せず、また、購入した排出枠の帳簿価額の切下げは行わないとしていることと整合的に、排出枠は保有義務の充足に用いるとの前提で一貫通貫して、他者から購入した排出枠を売却した時点では損益を計上せず、最終的に償却する時点で差額を損益に計上することも考えられるのではないかと考える。

余剰となった無償割当の排出枠の会計処理

7. 通知日と償却日の二択であれば、通知日の方が適切であるため、事務局提案に賛成する。

購入した排出枠の帳簿価額の切下げの要否

8. 制度全体の趣旨や現状で想定されている取引の対応を考えたときに、帳簿価額の切下げは不要とする事務局提案に賛同する。

制度対象事業者における開示**(事務局提案を支持する意見)**

9. 貸借対照表及び損益計算書における表示について、事務局提案に賛同する。

(その他の意見)

10. 現時点では取引や市場の開設は行われていないため、注記事項、購入した排出枠の会計処理及び帳簿価額の切下げ要否について、今後の取引の実際状況を踏まえて検討していく必要があると考える。投機的な取引が生じるようであれば、時価情報や損益の期間配分に関する情報が重要になると考えている。これらの考え方について結論の背景等に記載する必要があると考える。
11. 純額の損益が貸方残高になる場合に費用の戻しとして表示することは特例的な取扱いであると考えられるため、結論の背景等に理論的背景を書き込む必要があると考える。
12. 制度対象事業者が計上する負債を引当金として表示する場合、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）における引当金繰入額の個別掲記や注記の規定との関係を整理する必要があると考える。

以 上